



【上松町公告 第10号】

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年10月22日

上松町長

村田 広司



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり
- 2 縦覧場所
上松町産業観光課及び上松町ホームページ
- 3 本公告により、上松町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。